

# 平成 25 年度第 1 回高槻市都市計画審議会会議録

開催日時 平成 25 年 7 月 1 日(月) 午後 2 時～午後 2 時 35 分

開催場所 市役所本館 3 階 第 2 委員会室

出席状況 出席委員 15 名、欠席委員 5 名

傍聴者 1 名

案 件 第 68 号議案 北部大阪都市計画道路の変更(大阪府決定)に関する意見について  
その他

報告事項 大阪府「第 7 回市街化区域及び市街化調整区域の区域区分変更についての基本方針 (案)」及び「用途地域の指定のガイドライン(旧用途地域の指定基準) (案)」

開会

## 【会長】

ただ今から、平成 25 年度第 1 回高槻市都市計画審議会を開催させていただきます。ご多忙のところ御参集下さいまして、まことにありがとうございます。

まず、開会に先立ちまして、濱田市長よりご挨拶をお願いしたいと思います。よろしくお願い致します。

## 【市長】

平成 25 年度第 1 回都市計画審議会の開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様におかれましては、公私とも何かとお忙しい中、ご出席を賜り、誠に有難うございます。また、平素から都市計画行政各般にわたりまして、格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、本日ご審議いただく案件は、「北部大阪都市計画道路の変更(大阪府決定)に関する意見について」の 1 件でございます。今回の付議案件となる都市計画道路大阪京都線、国道 171 号のことですが、八丁畷交差点においては、渋滞が多発しているところでございます。

このようなことから、今後の社会情勢の変化を踏まえて、円滑な交通処理等を確保できるよう、大阪府が交差点形状等を都市計画変更しようとするもので、本市としては府からの意見照会に回答しようとするものでございます。

また、国土交通省におかれましては、この都市計画変更を機に、新名神高速道路の供用開始を見据えながら、更に積極的に事業に取り組まれることと伺っております。この新名神高速道路の整備につきましては、これまで市内にインターチェンジがなかった本市にとりまして、大変意義深い事業であり、施工者のネクスコ西日本は、平成 28 年度末の供用を目標として、高槻～神戸間の用地買収を既に 90%以上終えられております。

本市といたしましても、市内での円滑な交通を確保し、目指すべきまちづくりを進めるために、新名神高速道路に関連するアクセス道路の整備や沿道まちづくりを進めているところであり、自動車交通の結節点となる八丁畷交差点に関する今回の案件は、本市にとりまして非常に重要な都

市計画変更であると考えております。

詳細につきましては、後ほど事務局からご説明を申し上げますので、適切にご審議を賜りますよう、お願い申し上げます。開会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

<事務局より出席委員及び行政側出席者の紹介>

## 第 68 号議案 北部大阪都市計画道路の変更(大阪府決定)に関する意見について

---

### 【会長】

ありがとうございます。

それでは、ただ今から審議会を開催させていただきます。本日の出席委員の方は、15 名でございます。委員総数 20 名の 2 分の 1 以上の出席がございますので、本審議会条例第 6 条第 2 項の規定によりまして、本日の審議会は成立しております。

それでは議事に入りますが、傍聴の方いらっしゃいますでしょうか。

本日、傍聴希望の方は 1 人おいでになります。今回、市から付議されております案件は、公開することが著しく不相当ということは認められませんので、傍聴を許可したいと思います。

では、傍聴の方、入っていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

それでは、議事に入らせていただきたいと思います。本日の案件でございますけれども、第 68 号議案「北部大阪都市計画道路の変更（大阪府決定）に関する意見について」を議題といたします。

この議題につきまして事務局より説明をお願いいたします。

### 【事務局】

それでは、「第 68 号議案 北部大阪都市計画道路の変更（大阪府決定）に関する意見について」を説明いたします。

事前にお配りしております議案書をご覧ください。

表紙をめくった 1 ページは市から本審議会への付議依頼文となっております。

本議案については、都市計画決定権者である大阪府から、高槻市に意見照会がありましたことから、付議依頼文の表題のとおり、高槻市として、本審議会のご意見をお伺いし回答しようとするものです。

次の 2 ページは変更の計画書となっておりますが、これ以降につきましては前方のスクリーンで説明させていただきます。

まず、都市計画道路大阪京都線の概要を説明いたします。

本都市計画道路は、紫色の破線で表しているとおり赤大路町から東上牧 1 丁目を東西に連絡しています。道路管理者は国土交通省となっており、国道 171 号として多くの市民等が利用している路線でございます。

本路線は昭和 44 年 4 月に都市計画決定されており、延長約 9,340 メートル、車線数が 4 車線

の幅員 16 メートル～35.5 メートルの道路として計画されております。

今回の変更箇所は八丁畷交差点周辺の延長約 610 メートルの区間でございます。

都市計画変更の理由ですが、「今回、社会情勢の変化を踏まえて、本路線の都市計画道路枚方高槻線との交差点、すなわち八丁畷の交差点でございますが、枚方高槻線との交差点においては、周辺地域の状況を考慮し、自転車・歩行者の利便性と安全性の向上を図り、円滑な交通を確保するため、構造を立体交差から平面交差に変更するとともに、それに伴う幅員の変更を行うものである。」とされております。

続いて、具体的な都市計画変更の内容について説明いたします。

今回の変更の 1 点目は、立体交差から平面交差への変更です。上の図が現在の都市計画です。赤で示しております部分が立体交差区間となっております。下の図が変更後の都市計画です。交差形式を平面交差としております。

この変更理由ですが、立体交差化に伴うスロープにより、この都市計画道路を南北に横断し駅方向へと向かう歩行者・自転車が大きな影響を受けることから、平面交差とすることで、引き続き南北間のスムーズな歩行者・自転車の交通流動を確保し、駅周辺のにぎわいあるまちづくりの一助としようとするものでございます。

なお、平面交差としても、新名神高速道路へのアクセス道路を含め、円滑な交通処理が可能であることを数値シミュレーションで確認しております。

次に変更の 2 点目は、都市計画の計画幅員の変更です。図中、青色が変更前の幅員で、交差点部分にかけて 22～35.5 メートルとしているものを、赤色の変更後の幅員 22～31.8 メートルに変更するものです。これは平面交差化に伴い、高架道路に必要となる側道が不要となるため、幅員を見直そうとするものです。

また、黄色で塗りつぶしている部分が、今回の変更に伴い都市計画道路の区域ではなくなる範囲を示しております。

続きまして、都市計画手続きにつきまして説明いたします。

今回の変更に係る説明会は、高槻市にて平成 25 年 3 月 23 日と 25 日に開催しております。

公聴会は大阪府にて 4 月 26 日に開催しており、1 件の公述意見がありました。都市計画法第 17 条の案の公告縦覧は 6 月 12 日から 26 日に大阪府と高槻市で行いました。この結果、2 件の意見書があり、この内容と見解につきまして、現在大阪府で整理を進められているところです。

本日の高槻市の都市計画審議会の後、7 月 31 日に大阪府都市計画審議会が予定されており、その後、都市計画決定されることとなっております。

続きまして、3 月に行われました説明会の概要ですが、3 月 23 日の土曜日は午前 10 時 30 分から、59 名、25 日は午後 7 時から、23 名の参加がありました。なお、本日、説明会で用いた資料をお手元に配布しております。

具体的に言いますと、お手元のカラー刷りの物をお配りさせていただいておりますのが、そちらが当日配布された資料でございます。

都市計画に係る質問はございませんでしたが、参考として、事業に係るもの等の主な質問とその回答を示します。なお、回答については、今回の都市計画変更を受けて、具体の交差点改良を行われる国土交通省から回答されています。

一つ目は「交差形式が立体から平面になると、歩行者、自転車、車椅子等は交差点をどのよう

に渡るのか。」というご質問です。

これにつきましては「都市計画変更後も現状と同様に、横断歩道や歩道橋を利用できるようにする」旨の回答をされております。

二つ目は「事業は都市計画決定後、すぐに開始するのか。」というご質問です。

これにつきましては「都市計画決定後、速やかに事業の説明を行い、事業を実施する。」と回答されております。

三つ目は「既に元の都市計画で買収済みの用地は、今後どう扱うのか」というご質問です。

これにつきましては「買収済みの用地につきましても、基本的には道路として整備する。」と回答されております。

続きまして、公聴会ですが、平成 25 年 4 月 2 日から 16 日に公述申出期間が設けられ、1 件の公述意見が提出されました。これを受けて、平成 25 年 4 月 26 日に公聴会が開催されました。意見の要旨は次のとおりです。

「現状の課題は、枚方から神戸方面への常時左折可能としていることから、交差点の南側と西側で横断歩道が設置されておらず、歩行者は歩道橋を渡るか、交差点東側、北側の横断歩道を利用することになる。また、枚方から亀岡方面への自転車は常時左折する車に阻まれ、歩道橋には階段しかないため渡ることができない。

横断歩道を南側と西側にも設置し、歩道橋を撤去する、あるいは歩道橋にスロープを設置することはできないか。

都市計画変更になると一度確定した用地境界を歩道橋の改修等のために道路を拡幅することは難しいと思われる。今回の変更において、歩行者や自転車などにも配慮した交差点改良を実施することが望ましい。」

この意見に対する大阪府の考え方は次のとおりです。

「八丁畷交差点については、国道 171 号の右左折レーンの不足により慢性的な渋滞が発生し、その影響による交通事故も多発していることから、その交差点改良が大きな課題となっています。しかし、現在の都市計画どおり立体交差で整備すれば、八丁畷交差点西側にある京口町交差点にまで高架構造物が伸びてくるため、現在、多くの歩行者や自転車が平面横断している京口町交差点を横断できなくなります。

そのため、八丁畷交差点を立体交差から平面交差に計画変更すること等により、交差点の交通渋滞などの課題解決を図り、周辺地域全体で自転車・歩行者の利便性・安全性を確保しようとするものであります。

なお、バリアフリーや歩行者・自転車に関してご提案頂いた点については、今後の自動車交通や、周辺地域を含む歩行者・自転車の利用状況などの交通事情を注視し、道路管理者及び地元市の高槻市が協力し、必要があれば、その対応策について検討されるものと考えております。」

最後に、ご参考までに今後の交差点について説明いたします。

今回の都市計画変更を受けて道路管理者である国土交通省とされては、平成 28 年度を目標としている新名神高速道路の供用開始を見据えながら、今回の都市計画幅員での道路整備に取り組まると伺っております。

具体的には、1.としまして、国道 171 号京都側につきましては、右折レーンおよび左折レーンを新設し、2.としまして、国道 171 号神戸側につきましては、右折レーンの 2 車線化と延伸を、

行うこととされております。3.としまして、歩道幅員を確保することとされており、これは交差点周辺において現在約3メートル程度の歩道幅員を、4.5メートルとする計画となっております。

なお、こちらの図面につきましては、先ほどご案内しましたお手元の説明会の資料にも掲載しておりますので、併せてご確認ください。

以上で説明を終わらせていただきます。

ご審議よろしくお願い申し上げます。

#### 【会長】

ご説明ありがとうございました。これから質疑に入りたいと思います。

本件に関しまして、ご意見・ご質問がありましたら、お願いします。

#### 【A委員】

今説明された中で、歩車分離といいますか、歩道と車道の分離が八丁松原の交差点では出来ておらず、結局枚方側から北の方に渡ってまた西へ渡らなければいけない。現状では、二回信号を待たなければ枚方側から大阪側へ行けない。交差点そのものを歩車分離して斜めでも渡れるようにすれば、枚方側から来る人が阪急高槻に行く場合にさっと行ける。今は二回直角に渡らなければいけない。そんな不便があるのではないのでしょうか。

拡幅するときに左折レーンや右折レーンの話もありましたけれども、同時にそういう面では、歩車分離をしてもらいたいなというふうに思うのですけれども。その所検討されているのか分かりませんが、いかがでしょうか。

#### 【会長】

事務局の方から答えお答えいただけますでしょうか。はい、お願いします。

#### 【事務局】

現状の八丁畷交差点はご存じのように非常に自動車の交通量の多い交差点ということになっていまして、現在常時左折可になっている部分につきましても、あのようにならないと、交差点の渋滞が起きてしまうというぐらい、非常に交通量の多い交差点です。今回交差点の特に171号について、右左折レーンを設けたり、右折レーンを2車線化したりすることで、極力そういった交通渋滞が発生しないようにしていくのですけれども、A委員がおっしゃった、いわゆるスクランブル交差点、あるいは歩車分離といったことが出来ない位、まだまだ自動車の交通量が多い状況であるというふうに考えております。

したがって、現段階ですぐにというのは非常に難しいと思っておりますけれども、長期的に自動車交通量というのは、だんだん右肩下がりで減っていくというふうに言われておりますので、そういった減っていく状況の中でそういうことが出来るタイミングというのを高槻市としては見定めていきたいというふうに考えているところでございます。

#### 【会長】

はいありがとうございました。

【A委員】

確かに車の台数が多くてスムーズに流れる、というのはもちろんいいのですが、歩行者とか自転車の方もスムーズにしてあげないと、車ばかり優先して歩行者とか自転車の人が渡りにくく、不便になっている。

私もたまに自転車に乗った時、阪急の駅の方に行く時は2回待たなければ渡れない。そういう面で、拡幅するとき右折レーンや左折レーンを作る際に、歩行者や自転車の方についても、もうちょっとスムーズに行けるようなことを考えてもらいたいと思います。車ばかり優先も分かるのですが、歩行者・自転車の人の事も考えてあげなければと思います。

【会長】

はい。では事務局よろしくお願いします。

【事務局】

おっしゃるようにこれから高齢者が増えていく、あるいは自転車・歩行者を大事にしなければいけないというのは、まちづくりの中で非常に重要な要素だと思っています。

一方でこの交差点はご存じのように、171号線と170号線が交差する部分、あるいは今後で言うと新神高高速道にアクセスしていく自動車が非常に通るであろうというような形で、現時点では自動車交通の需要が非常に多い交差点でございますので、すぐにそういうことをやっていくというのは非常に厳しい状況かなと思います。

一方で周辺の交差点ですね、たとえば大手町等の交差点においては、バリアフリーの経路に指定されているということもあって、必要な対策を考えていきたいというふうに考えておまして、あそこはなかなかすぐには便利にはならないのですけれども、周辺の交差点等を便利にさせて頂いて、トータルとして歩行者や自転車に配慮して、あるいは車もスムーズに通行できるようにする。そういったトータルとしての交通体系をしっかりと我々としては、考えていきたいと思っていますので、ご理解いただければと思います。

【会長】

ありがとうございます。よろしいですか。

【B委員】

質問ですけれども、先ほどの意見の中にすでに用地買収したところについても道路として使いますというふうにありましたが、そのあたりもう少しどういふような道路に使うかという説明と、それと買収率ですね。そのあたりどのようになっているのか説明をお願いします。

【事務局】

はい。道路として使用ということなのですが、市街地ですので緑地帯として使用する等、明確にはまだ決まってないのですが、空地にするのではなくて、有効利用していきたいというふうに思っております。

用地買収率の方ですけれども、現在計画変更後の面積ベースで京都側が67%、神戸側が46%、

全体で 59%という用地取得が完了しております。

以上でございます。

**【会長】**

はいありがとうございます。よろしいですか。

他にご意見ご質問ございませんでしょうか。

実際には今回の都市計画の変更ということですから、具体的な交差点の内容とかそういうものについては、事業の中でお決めになられて、幅を決める、構造が立体交差ではなく、平面交差になる。それにともなって幅が広がる。

こういう内容についての都市計画の変更ということが主旨でございます。以上の内容について皆さんご確認いただけましたでしょうか。よろしいですか。そうでしたら、ただ今ご説明頂きました第 68 号議案につきまして、原案通り承認したいというふうにと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

<異議なしの声>

**【会長】**

ありがとうございます。異議なしということで、原案通り承認するということで、答申をさせて頂きたいと思います。

どうもみなさんありがとうございました。

その他

- ・報告事項 大阪府「第 7 回市街化区域及び市街化調整区域の区域区分変更についての基本方針(案)」及び「用途地域の指定のガイドライン(旧用途地域の指定基準)(案)」

---

**【会長】**

続きまして、それではですね、本日の議案としましては、以上の 1 件でございますけれども、情報提供ということで、他の案件を事務局のほうからご説明頂きたい、というふうに考えております。

では、報告事項のことについて事務局のほうからどうぞよろしくお願いいたします。

**【事務局】**

はい、報告事項が 1 件ございます。

「大阪府『第 7 回市街化区域及び市街化調整区域の区域区分変更についての基本方針(案)』及び『用途地域の指定のガイドライン(案)』」でございます。

内容につきましては、担当者から報告させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、「大阪府『第 7 回市街化区域及び市街化調整区域の区域区分変更についての基本方針(案)』及び「用途地域の指定のガイドライン(案)』」についての報告をさせていただきます。こ

ちらも本日お配りしております資料がございますが、前のスクリーンを利用して説明いたしますので、前方をご覧ください。

本事項については、大阪府の定めるこれら 2 つの基本方針等の改正案が公表されましたので、報告を行うものです。

まず、「第 7 回市街化区域及び市街化調整区域の区域区分変更についての基本方針（案）」について説明いたします。

はじめに「市街化区域」とは、既に市街地を形成している区域、又は今後優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域のことを指し、「市街化調整区域」とは、原則として市街化が抑制されている区域のことを指します。区域区分又は線引きとは、市街化区域と市街化調整区域を区別することを言います。こちらは高槻市の都市計画図となりますが、地図上の着色された部分が市街化区域、その他の白い部分が市街化調整区域でございます。高槻市では市域の約 30%を市街化区域、約 70%を市街化調整区域として区域区分しております。

続きまして本基本方針の位置付けを説明いたします。

区域区分は昭和 45 年の当初決定以降、概ね 5 年ごとに府内で一斉見直しを実施されており、無秩序な市街地の拡大を抑制し、計画的な市街地整備に大きな役割を果たしてきたものです。次回となる第 7 回の見直しは、平成 27 年度の実施を目標に進められております。

次に、市街化区域及び市街化調整区域への編入対象となる区域の考え方について説明いたします。前方のスクリーン、黄色で着色された部分が市街化区域、白い部分が市街化調整区域でございます。

まず、市街化区域への編入検討区域としましては、現行市街地と連担している区域のうち、既に市街地を形成している鉄道駅から概ね 500 メートルの範囲、地区計画等により計画的に開発されている幹線道路沿道区域、また、土地区画整理事業等の実施が確実な区域などとしております。

続いて市街化調整区域への編入検討区域としては、市街化区域内において、計画的な市街地形成の見込みがない地域などが対象となります。

以上が今回の区域区分に関する改正案の概要説明となります。

続きまして、「用途地域の指定のガイドライン（案）」について説明いたします。

まず用途地域とは、都市全体の土地利用の基本的枠組みを設定するものであり、建築物の用途や容積率、建ぺい率、高さなどを規制・誘導するものです。

本ガイドラインは、市町村においては本ガイドラインを参考に用途地域の運用基準等を策定し、都市計画の基本方針に位置づけるのが望ましいとされております。また、用途地域等の指定又は変更について、府が市町村と行う協議又は同意の判断基準として示されております。

こちらが本市の市街化区域となりますが、本市では北部住宅地は低層住居専用地域、駅周辺の地域は商業地域といったように、それぞれ地域の特性を考慮した用途地域を定めています。

用途地域の指定のガイドラインの概要といたしましては、まず、市や府が定める上位計画に示された市街地の将来像を踏まえて定める、ということを計画の基本とし、容積率、建ぺい率に関しては、必要と考えられる建物の床面積、都市施設の整備状況等を勘案し定め、高度利用を図るべき地区には、地区計画、高度利用地区等の活用を図る、としております。指定見直しの基本的な考え方については、随時かつ適切な時期に見直しする、としております。

また、望ましい土地利用への誘導といたしまして、混合系用途地域の専用系用途地域への見直

しや、大規模工場跡地等の土地利用転換における用途地域の見直しや地区計画の指定などが挙げられます。地域地区の境界線については、その根拠を都市計画施設としていた場合、原則として都市計画施設の見直しと同時に境界線を見直すが、同時に見直すことが困難な場合は、市の判断により検討することを基本的な考え方としています。

以上が今回の用途地域に関する改正案の概要説明となります。

最後に、今後のスケジュールになりますが、現在、これらの2つの案件について、6月7日から7月8日まで、パブリックコメントを実施されており、7月31日の大阪府都市計画審議会において報告を予定されております。その後、手続き完了次第、速やかに運用を開始することとされております。

以上で報告を終わらせていただきます。

### 【会長】

ご報告ありがとうございました。

ただいまご報告ありました案件につきまして、ご質問等がありましたらお願いします。

大体5年に1回位こういうことを見直していくことなのですが、皆さんもご承知のとおり、人口構造が変わってきますと、少子化、高齢化、それから総人口が減少してくる中で都市の構造をどのようにしていくか、というのは極めて重要となります。特に都市を経営していくということになると、出来るだけ支出を小さく、より皆さんの効率的なまちづくりをしていくということを考えていくと、人口密度をどういう風に配備していくか、というのは重要なことだと思います。

ただいまご紹介いただきました内容というのはそういう意味では、これからの都市の悔いの無い都市構造をどういう風につくっていくかということについての重要なきっかけとなると思いますので、また最終的な報告を皆さんと一緒に議論していただければありがたいというふうに思います。引き続き、どうぞよろしく願いいたします。

只今の案件につきましても、特に質問等はないようでございますので、本日の案件につきましては以上ということにさせていただきます。

どうも皆さんありがとうございました。